

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(九) 令四・四・一以後終了事業年度分

特定税額控除規定の適用可否				
試験研究費の額	円	税額控除限度額	円	
同上のうち特別試験研究費以外の額	1	(4) × (14)	15	
(1)のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	2	調整前法人税額	16	
控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	3	(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		
比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	4	当期税額基準額の計算	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17
試合験の増減試験研究費の額 (1) - (5)	5	3年月業日度以の前場に合	31年基準年度比売上金額減少割合 ≒ 2% の場合の特例加算割合 (別表六(十二)「11」)	18
研究計算の試割合	6			
研究計算の試割合 (6)/(5)	7			
試割合の研究計算費	8			
試験研究費割合 (1)/(8)	9			
税額控除割合の計算	10	0.085	当期税額基準額 ((16) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (17) + (18))	19
税額控除割合の計算 (5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合	11		当期税額控除可能額 ((15)と(19)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20
税額控除割合の計算 (7) > 9.4%かつ令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	12			
税額控除割合の計算 (10) 及び (11) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21
税額控除割合の計算 (9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	14		法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22
税額控除割合の計算 ((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11)又は(12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)				